

特別児童扶養手当のお知らせ

現在、特別児童扶養手当を受けている方は、8月11日（木）～9月8日（木）までの間に「特別児童扶養手当所得状況届」を提出しなければなりません。

この届出がないと受給資格があっても手当が受けられなくなりますので、印鑑を持参の上必ず届出て下さい。

（添付書類 特別児童扶養手当証書）

特別児童扶養手当とは・・・？

精神または、身体に障害を有する満20歳未満の児童について特別児童扶養手当を支給し、児童の福祉の増進を図るための制度です。

【受給資格】

満20歳未満の重度の障害（1級）及び中程度の障害（2級）の状態にある障害児を監護する父若しくは母、または障害児を養育する養育者。

【手当の支給時期】

手当は認定請求をした月の翌月分より支給されます。支払は4月・8月・11月の年3回で、それぞれ前月分まで支払われます。

【手当の支給額】

1級該当児童1人につき 月額 50,550円 2級該当児童1人につき 月額 33,670円

※ 特別児童扶養手当は、請求者等の前年所得及び障害の程度により支給額が決定されますが、所得制限及び障害程度により支給されない場合がありますので、詳しくは下記までお問い合わせ下さい。

***** 手続き及び問合せ先 *****

羅臼町役場 保健福祉課福祉係

電話 87-2161 （内 1526）

